

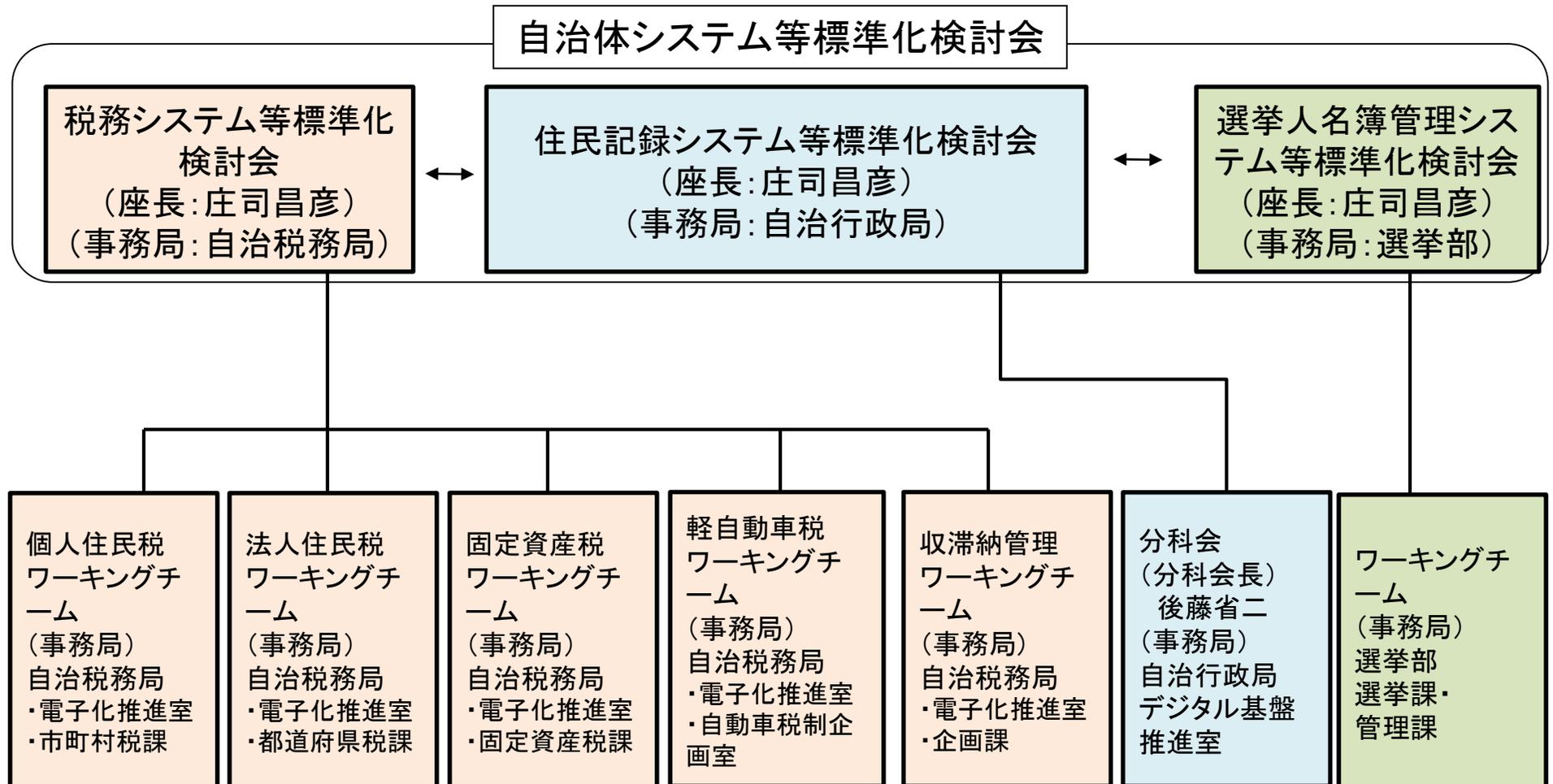
税務システム等標準化検討会 (第3回)

事務局提出資料
(標準仕様書の検討状況について)

令和3年5月20日

総務省自治税務局

- 自治体システム等標準化検討会では、これまで、住民記録システム及び税務システムの標準化について検討を行ってきたが、デジタル・ガバメント実行計画に基づき、新たに選挙人名簿管理システムについても検討を開始。
- 自治体システム等標準化検討会を「住民記録システム等標準化検討会」、「税務システム等標準化検討会」、「選挙人名簿管理システム標準化検討会」により構成するなど、検討体制を整備するため、開催要綱を改正。



1. 構成員

R3.4.1現在

○有識者

庄司昌彦 武蔵大学社会学部教授(座長)

○地方団体

東京都、浜松市、神戸市、前橋市、富士市、豊橋市、三鷹市、飯田市、三条市、南国市、埼玉県町村会

○関係団体

全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方税共同機構、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)、
内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官(総務省CIO補佐官)

○総務省

自治税務局企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、電子化推進室長

2. 準構成員

株式会社RKKCS、北日本コンピューターサービス株式会社、
Gcomホールディングス株式会社、株式会社シンク、株式会社TKC、株式会社電算、
日本電気株式会社、株式会社日立システムズ、富士通Japan株式会社

3. オブザーバー

株式会社アイシーエス、株式会社アイネス、朝日航洋株式会社、株式会社石川コンピュータ・センター、
株式会社茨城計算センター、株式会社インテック、株式会社エイチ・アイ・ディ、株式会社HARP、株式会社HDC、
AGS株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社愛媛電算、紀陽情報システム株式会社、行政システム株式会社、
京都電子計算株式会社、株式会社ジーシーシー、中央コンピューターサービス株式会社、日本オラクル株式会社、
日本電子計算株式会社、株式会社BSNアイネット、株式会社日立ソリューションズ西日本、株式会社両毛システムズ

これまでの税務システム標準化検討会の検討状況等

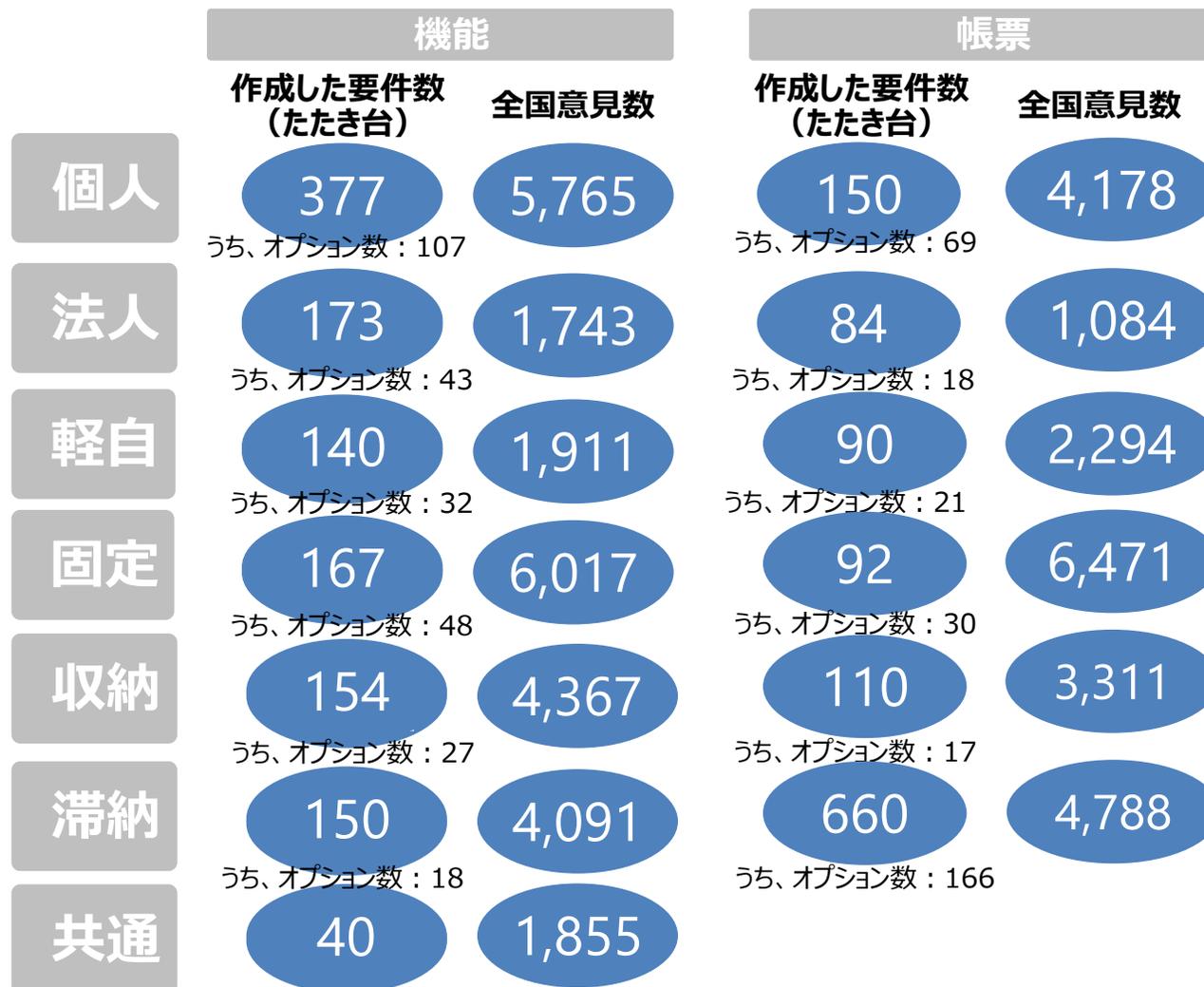
- 令和2年6月15日に、第1回税務システム等標準化検討会を開催(書面開催)。
 - ・ 今後の検討方針、スケジュール等を共有。
- 令和2年7月9日より、ワーキングチームにおいて、検討対象税目(個人住民税・法人住民税・固定資産税・軽自動車税・収滞納管理)の機能要件及び帳票要件の標準仕様案の検討を実施。
 - ・ 各検討対象税目のワーキングチームにおいて、参加地方団体の調達仕様や業務の仕方を比較したうえで、効率的な処理等につながる標準とすべき機能要件・帳票要件を議論。
- 令和2年10月2日に、第2回税務システム等標準化検討会を開催(オンライン開催)。
 - ・ ワーキングチームの方針、検討状況及び全国意見照会直前の標準仕様書案を共有。
- 令和2年10月9日より、ワーキングチームで検討した標準仕様案について全国意見照会を実施。
 - ・ 機能要件、帳票要件(印字項目含む)について、全国市区町村及びAPPLICに意見照会を実施。
- 令和2年度内に、ワーキングチームにおいて、全国意見照会結果の反映方針について検討を実施。

【これまでの開催実績】 (1回3時間程度)

個人住民税 : 機能要件5回、帳票要件4回
法人住民税 : 機能要件5回、帳票要件3回
固定資産税 : 機能要件10回、帳票要件6回
軽自動車税 : 機能要件5回、帳票要件5回
収滞納管理 : 機能要件6回、帳票要件4回

全国意見照会について

○ 10月までに各税目WTで標準仕様書案を作成し、全国市区町村に対し意見照会を実施。715団体から、4万件を超える意見が提出された(機能要件+帳票要件)。



全国意見照会における地方団体意見と修正例【法人住民税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
事業年度異動	法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。	破産後の最初のみなし事業年度などみなし事業年度の適用のされ方が複数あるが、 その対応がどこまでできるのか。対応できると業務効率が上がるのでありがたい。	<p>以下の異動処理については、法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社等の解散(連結子法人を除く) ■ 合併解散 ■ 株式会社等以外の解散(連結子法人を除く)、株式会社等の破産 <p>※その他のみなし事業年度はオプションとする。</p>
送付対象管理 (一括処理)	<p>申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAX利用法人(ただし、申告書を一括作成の対象外とした場合でも、納付書は対象となること) 	<p>eLTAX利用法人(納付書は一括作成の対象／対象外を選択できること)</p> <p>(理由)</p> <p>eLTAX利用法人には納付書を送付していないため。</p>	<p>申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAX利用法人(申告書を一括作成の対象外とした場合、納付書も対象外とする／納付書は指定なし(個別登録)を選択できること)
都道府県税連携による申告 是認 (一括処理)	<p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>国・都道府県からの法人税額通知データを取り込み、事業年度単位で一括して申告内容のチェックができること。税額通知と不一致の場合は、エラーとできること。</p>	<p>実装すべき機能として欲しい。</p> <p>(理由)</p> <p>現在は、担当職員が1件ずつ確認している状況であり、事務の効率化と正確性確保に資するため。</p>	<p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p>※地方団体意見を踏まえて、以下のとおり要件を明確化</p> <p>eLTAXの都道府県税通知データを取り込み、通知データと法人住民税システムの各課税データを突合して、申告課税内容のチェックができること。</p> <p>県税通知データが過去の取込データと重複する場合は、重複エラーとする。</p> <p>法人番号、納税者IDをキーにして、法人基本情報に登録されている法人か否かをチェックできること。未登録の場合は、未登録エラーとして、未登録法人リストを出力できること。</p> <p>法人基本情報の以下の項目を照合してチェックできること。不一致の場合は、不一致個所をリスト出力できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名称 ・連結区分 ・法人区分 ・申告延長月数 <p style="text-align: right;">(以下、略)</p>

全国意見照会における地方団体意見と修正例【個人住民税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
合算処理	—	<p style="color: red;">主たる給与と従たる給与を合算しようとする際は、その合算可否を、主たる給与の前職記載内容を参照し判断することが可能であること。</p> <p>(理由) 合算処理を統一基準で自動化することで、合算修正の手間を省力化する。</p>	<p>(実装すべき機能) 主たる給与の給報の摘要欄に記載されている前職給与額と同額の給報が別の事業所から提出されている場合、同額給報の収入額を無効(非合算)とすること</p>
基本情報管理	—	<p style="color: red;">住登外情報として、賦課期日現在住所と賦課期日住登地をそれぞれ保持できること。また、この情報を基に照会先機関へ情報提供ネットワークシステムにおいて照会が可能であること。</p> <p>(理由) 賦課期日現在の現況において、障害手帳情報や生活扶助情報の適用有無を判断しなければならないが、宛名情報を基に照会先機関を判断して照会し、賦課期日現在の情報で照会先機関を判断していないシステムがある。 住登外課税者の障害手帳情報や生活保護情報は当市管理外であり、情報提供ネットワークシステムでの確認対象であるため。</p>	<p>(実装すべき機能) 住登外情報として、賦課期日現在住所と賦課期日住登地をそれぞれ管理できること。</p> <p>(実装してもしなくても良い機能) 情報提供ネットワークシステムを用いて、住登外課税者の障害手帳情報や生活保護情報の照会が行えること。</p>
両年度異動処理	<p>現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。</p>	<p style="color: red;">当初賦課作業期間については、給与支払報告書の受付日と異動届の受付日を比較し、後から提出された徴収区分とする。</p> <p>(理由) 個人に対して、同事業所から現年度の異動届と特別徴収区分の給与支払報告書が提出された場合、次年度の特普区分については、より事業所の意思を反映させるため、異動届の受付日と給与支払報告書の受付日を比較し、後から提出された方を優先させるため。</p>	<p>現年度の転勤退職者異動情報を把握し、両年度異動処理が必要な対象者に対し、新年度課税情報の徴収区分へ一括処理で反映できること。当初賦課作業期間については、給与支払報告書の退職日、就職日と異動届の異動年月日を比較し、後から提出された徴収区分とすること。 また、転勤・退職の更新対象は以下の条件で抽出すること。</p>

全国意見照会における地方団体意見と修正例【軽自動車税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
軽自動車OSS	—	<p>R5年開始予定の軽自動車OSSに係る機能を明示する。</p> <p>(理由) 令和5年より開始予定の軽自動車税関連手続きの電子化に対応するため。</p>	<p>(実装すべき機能) eLTAXと連携し、電子申告データを一括取り込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新(新規登録)ができること。</p> <p>(実装してもしなくてもよい機能) eLTAXと連携し、車検証データを一括取り込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。</p>
課税物件異動通知書	(実装してもしなくてもいい項目) 型式認定番号 型式 原動機型式	<p>課税物件異動通知書の印字項目について必須項目のみとすべき。</p> <p>(理由) 自治体間の連絡で使う帳票であり、自治体事務全体の効率化の観点から連絡されるべき事項として統一されていることが望ましいため。</p>	<p>他自治体に通知される項目を必須で統一する方向で調整を行った。 今後帳票レイアウトの検討を進める予定。</p>
減免	<p>(実装すべき機能) 前年度の減免者及び以下に該当する減免対象区分・減免対象年度を選択し抽出できること。 ～ 【減免対象区分】 生活保護 ～</p>	<p>各団体で設けている区分について多数追加要望あり(表現が違うものも含む)</p>	<p>減免対象区分については団体の条例に基づく区分が必要となることから、別途以下の機能要件を追加。</p> <p>(実装すべき機能) ・減免マスタ管理 減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理できること。 【管理対象項目】 減免対象区分の名称 ～</p>

全国意見照会における地方団体意見と修正例【固定資産税】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
課税台帳作成	<p><該当か所抜粋> 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日及び終了した日 	<p>適用する固定資産税の特例・税額軽減・減免類型については複数(最低でも2つ)登録を可能とすること。</p> <p><理由> 1物件に複数の特例等が適用されるケースにおいて、特例率等を乗じた類型を作成したり、評価分離を行ったりする必要がなくなるため。</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p>
課税台帳作成	<p><該当か所抜粋> 課税台帳は、一筆または一画地ごとに、様式記載事項(地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項)に加え、以下の情報(様式記載事項は除く)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する固定資産税の特例・非課税類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 	<p>特例の期限切れを判定し、新課税年度情報に切り替えができること。</p> <p><理由> コードの引継ぎをシステム化することで、職員での手作業を省略し、コード設定誤り及び課税誤りを防ぐため</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。</p>
名寄処理	<p>当年度の名寄処理を行い、納税義務者ごとに名寄情報が管理(設定・保持・修正)できること。 ※更正処理後は、以下の情報が再計算されること。</p> <p><名寄情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地課税(補充)台帳上の課税標準額の総額 ・家屋課税(補充)台帳上の課税標準額の総額 ・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額 ・上記の総額 ・税額特例措置による軽減額 ・固定資産税額(当初賦課処理後の税額及び更正後の税額) ・適用を受ける減免の類型、類型ごとの減免額 ・返戻関係情報 ・納付済額(収滞納システムから受け取る連携情報) ・差引納付額(収滞納システムから受け取る連携情報) ・納期限 	<p>減免については、減免率だけでなく、減免額を直接入力することもできることとする。</p> <p><理由> 条例により、災害減免等で納期限が未到来の部分の税額を減免すると定めているため、年度の途中で減免が発生した場合は、減免額を直接入力できないと計算できない。また、減免対象地積によりすべての部分が減免対象とならない場合があるため、減免率での自動計算はできない。</p>	<p><以下の記載を実装すべき機能として追加する> 類型ごとの減免額については、強制修正できること。</p>

全国意見照会における地方団体意見と修正例【収滞納管理】

項目名	要件案(全国意見照会時)	地方団体意見	現時点における修正案
各種納税証明書発行(収納管理)	(一部抜粋) 市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。	<p style="color: red;">未納がない証明は非課税(納税すべき税目がない場合)等でも発行可能であること。</p> <p><理由> 県民税が非課税の場合、未納がないことが分かる証明を求められることが多いため。</p> <p style="color: red;">領収書等で納付が確認できた場合に、強制出力ができること。</p> <p><理由> 領収書等で確認し、強制出力で交付ができれば、窓口対応をスムーズにすることができるため。</p>	<p>(一部抜粋) 年度を指定して当該期間すべてに市税の未納がない証明(完納証明)を発行できること。非課税の場合でも発行できること。未納税額がある場合、発行できないこと。ただし、領収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。</p>
充当処理(収納管理)	(一部抜粋) 抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別(他税目含む)へ充当入力ができること。充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。	<p style="color: red;">過誤納額より充当額が少ない場合は充当処理と併せて還付処理も出来ること。</p> <p><理由> 充当と還付について、一括で処理したいため。</p>	<p>(一部抜粋) 抽出した過誤納一覧をもとに、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目期別(他税目含む)へ充当入力ができること。 充当額は過誤納額から自動で設定されること。設定された金額の変更もできること。充当額設定後、残額は自動的に還付できること。</p>
滞納者抽出(滞納管理)	地方税滞納整理機構への連携データを作成・出力できること。	<p style="color: red;">地方税第48条移管・地方税滞納整理機構への連携データを作成</p> <p><理由> 都道府県職員・市町村職員がシステムから内容等を抽出データでやり取りすることで、書類等の手間や時間を削減できる。</p>	<p>地方税滞納整理機構、都道府県への連携データを作成・出力できること。</p>
収納システムとの連携(滞納管理)	充担当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報	<p style="color: red;">・執行停止データ登録後、滞納システムから「執行停止情報」を収納システムに連携できること。 ・猶予情報が収納管理システムに連携されること。 ・滞納システムで発行した納付書発行情報のおりに、消込を行うため、収納システムへ連携を行うこと。 ・納付書再発行画面に、仮消し機能を追加する。仮納付収納の場合、夜間連携時削除する処理を追加する</p> <p><理由> ・収納システムから督促状・延滞金通知書を一括印刷する際、執行停止分を除外するため ・地方税法で延滞金計算にかかわるため。 ・納付書の記載どおりに延滞金を消し込むにあたり、必要な運用であるため。 ・消込がされていないが、納付済みである期別について仮消込ができなければ正しい未納金額を記載した各種帳票を発行することができない。</p>	<p>(一部抜粋) 充担当データ(充当額、充当先の税データ(税目、期別、金額等)等)、繰上徴収、差押等の情報、異動情報(処分情報、執行停止情報、猶予情報、不納欠損情報等)、滞納側で変更した納期限、変更した本税、延滞金情報、納付書発行情報、仮消込情報</p>

標準的な帳票レイアウト等の検討

- 印字項目が標準化された帳票(主に外部帳票)について、レイアウトの標準化を実施。
- 標準的なレイアウトの検討にあたり、総務省及び地方公共団体では、システム実装面(印字桁数、印字上の制約など)への配慮が難しいため、APPLIC税TFと連携し、実現性の担保された標準レイアウトの策定を進める。

標準的な帳票レイアウトの検討・作成プロセス

プロセス

対象帳票
の選定

- レイアウトを標準化すべき帳票を選定する。
(外部帳票(必須帳票)を基本とし、カスタマイズが発生しやすい帳票についても検討)

検討事項の
洗い出し

- レイアウトの標準化を進める上で、レイアウトのパターン等、検討すべき事項を洗い出す。
(地方団体の規模などにより、複数パターン定義すべき帳票があるかどうか 等)

諸元表の作成

- 印字項目の構成要素について標準的な水準を定義する。
(システム面への実装を考慮しつつ、諸元表の項目を定義)

レイアウト案の作成

- 基準となる帳票サンプル及び諸元表の定義を基に、レイアウト案を作成する。

WTでの検討

- 作成したレイアウト案を各WTで検討する。

令和3年度(夏まで)の主な検討事項とスケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月
共通要件・横断課題の検討 各税目に共通する機能要件や横断的に存在する課題、要件以外のその他意見を抽出し、WTでの検討を踏まえて標準仕様書に反映。	検討		反映	全国意見照会後の修正案の提示	標準仕様書【1.0版】(案)を各WT構成員に共有
機能要件・帳票要件の検討 R2全国意見照会における意見や前年度WTでの検討結果を踏まえ、各要件の詳細な考え方等を整理し、WTでの再検討後に標準仕様書に反映。	前年度WTの検討結果の反映	各要件の考え方・理由等の整理	反映	全国意見照会後の修正案の提示	標準仕様書【1.0版】(案)を各WT構成員に共有
政令指定都市要件の検討 政令指定都市特有の事情を踏まえた指定都市要件を検討し、指定都市との意見交換を踏まえて標準仕様書に反映。	指定都市から回答があった意見等の精査		指定都市との意見交換	対応方針の作成・反映	標準仕様書【1.0版】(案)を各WT構成員に共有
帳票レイアウトの検討 APPLIC税TFと連携し、標準的な帳票レイアウト等の検討を行い、標準仕様書に反映。	対象帳票の選定 検討事項の洗い出し 等	諸元表の作成	レイアウト案の作成		

標準仕様書【1.0版】の策定

※1 上記の他、IT室も示しているとおり、業務フロー図、システム構成図、ツリー図等を今後検討・作成する。(次頁以降、参考資料として掲載)

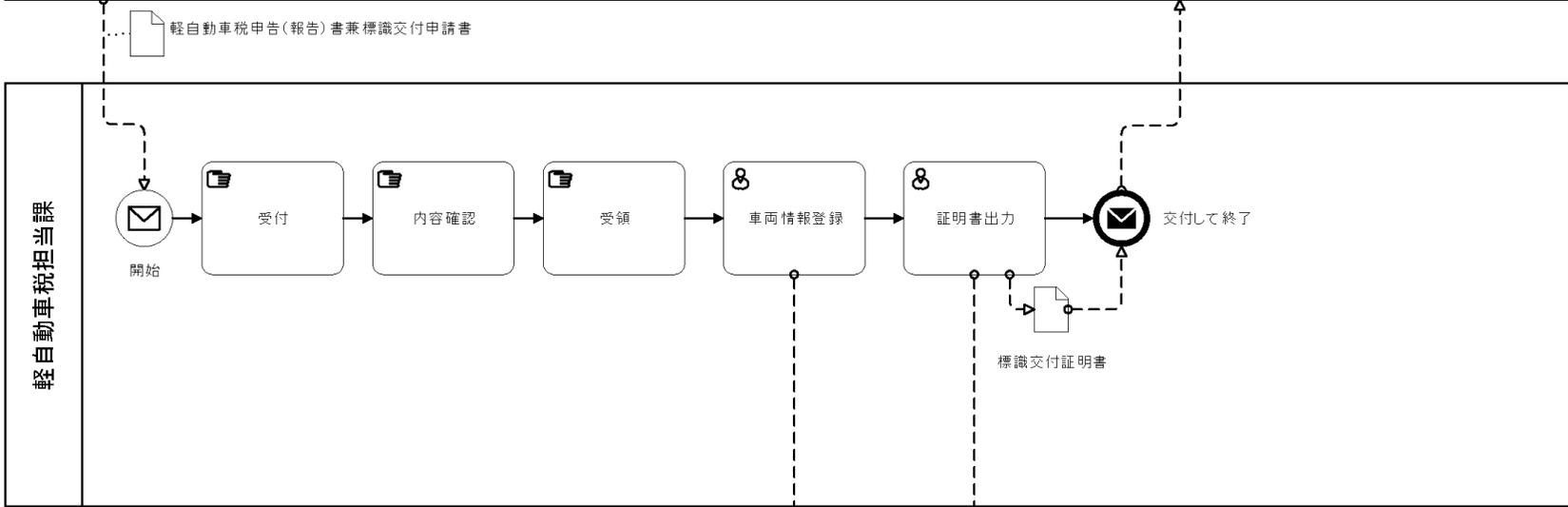
※2 また、IT室が、業務間連携要件等について令和3年度に検討すること等を踏まえ、標準仕様書【1.0版】については、適宜、改訂予定。

參考資料

業務フロー図(イメージ)

業務フロー	1	新規登録処理(車両情報管理)	原付・小型特殊
-------	---	----------------	---------

住	申告者	申告者
---	-----	-----



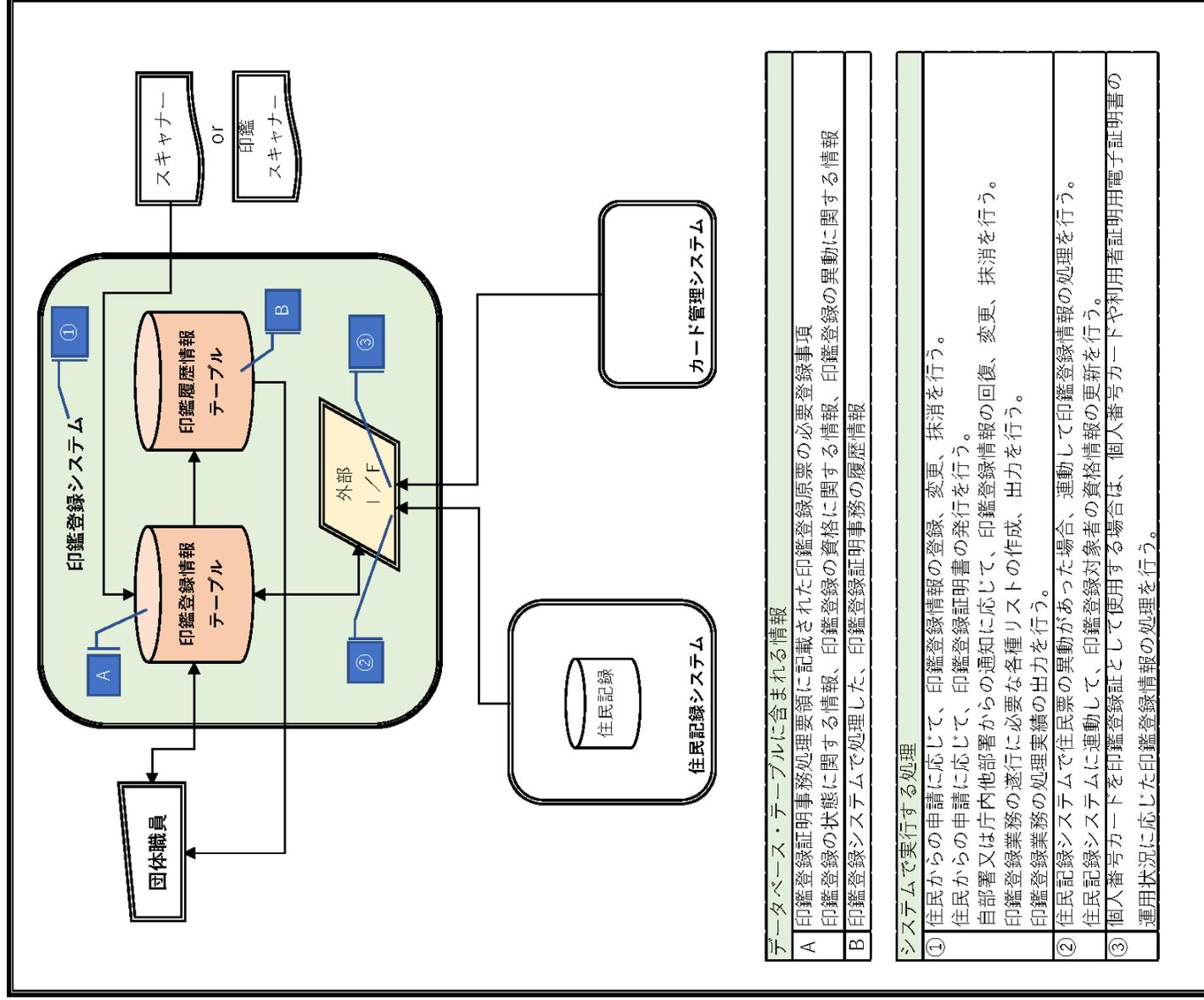
①



②

【コメント】該当する機能要件
 ① 1.2.2.~1.2.4. 新規登録処理
 1.2.18.~1.2.2.登録時エラーチェック
 ② 4.3.1.標識交付証明書発行

システム構成図(※印鑑登録システムの場合)



ツリー図(イメージ) ※住民記録システムの場合

【住民記録システム】機能構成ツリー図 20210708.xlsx

【住民記録システム】【第1.0版】に基づく機能構成ツリー図

